

改正

平成21年3月31日

平成26年3月26日

令和2年4月1日

須賀川市建設工事に係る共同企業体取扱要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、市が発注する建設工事に係る共同企業体の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「共同企業体」とは、特定建設工事共同企業体及び経常建設工事共同企業体をいう。

2 この要綱において、「特定建設工事共同企業体」とは、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保することを目的として工事ごとに結成される共同企業体をいう。

3 この要綱において、「経常建設工事共同企業体」とは、中小建設業者が継続的協業関係を確保することにより、その経営力、施工力を補完し、あるいは強化することを目的として結成される共同企業体をいう。

(共同企業体活用の原則)

第3条 共同企業体の活用は、技術力の結集等により単体企業による施工に比べ効果的な施工ができると認められる適正な範囲にとどめるものとする。

第2章 特定建設工事共同企業体

(対象工事)

第4条 特定建設工事共同企業体により施工することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事種別ごとにそれぞれ当該各号に定める設計金額以上のものとする。

(1) 建築一式工事 5億円

(2) その他の工事 3億円

2 前項に掲げるもののほか、当該工事費の額が同項各号に掲げる額の概ね2分の1以上で、かつ、特殊な技術等を要する工事であって確実かつ円滑な施工を確保するため技術力等を特に結集する必要があると認められる工事については、対象工事とすることができるものとする。

(構成員の数)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。ただし、前条第1項各号に掲げる金額の10倍を超える工事であって、多数の工種にわたる等により技術力を結集する必要があるものについては、円滑な共同施工の確保に支障を生じないと認められる場合に限り、5者までとすることができるものとする。

(構成員の要件)

第6条 特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次の各号の要件の全てを満たすものとする。

(1) 発注しようとする工事（以下「発注工事」という。）に係る工事種別について須賀川市

競争入札参加資格登録規程（平成30年告示第97号）第2条の規定により、競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

- (2) 発注工事に係る工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可後の営業年数が3年以上あること。
- (3) 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があり、かつ、当該発注工事と同種の工事を施工した元請又は下請としての実績を有すること。ただし、やむを得ない場合には、構成員の2分の1以上の者がこの要件を満たすことで足りるものとする。
- (4) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

（構成員の組合せ）

第7条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、等級別格付区分が設けられている工事種別にあつては、最上位の等級に格付されている者による組合せ又は最上位の等級に格付されている者と第2順位の等級に格付されている者との組合せとすること。

2 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、市内に建設業法第3条第1項に規定する本店若しくは営業所を有する者又は市内に本店若しくは営業所を有する者に準じる者として市長が特に認めた者を1者以上含むものとする。

（代表者）

第8条 特定建設工事共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち中心的な役割を担う者で施工能力が大きい者とする。

（出資割合）

第9条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大であるものとする。

2 特定建設工事共同企業体の構成員のうち最小の出資者の出資割合は、当該共同企業体の構成員数に応じ、次の各号に定める割合以上であるものとする。

- (1) 2者の場合 30%
- (2) 3者の場合 20%
- (3) 4者の場合 15%
- (4) 5者の場合 10%

（構成員となり得る者への周知等）

第10条 市長は、対象工事について特定建設共同企業体に施工させることとした場合は、入札に関する公告により周知するものとする。ただし、指名競争入札による場合は、須賀川市入札参加資格等審査会設置要綱（平成21年4月制定）第1条に規定する須賀川市入札参加資格等審査会の審議の結果、特定建設工事共同企業体の構成員として適当と認められる者として選定された当該建設業者に対して、様式第1号により通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた構成員となるべき者が、構成員となることを辞退するときは、当該通知を受けた日から5日以内に辞退届（様式第2号）を市長に提出するものとする。

（入札参加資格審査申請）

第11条 一般競争入札に参加しようとする者又は前条第1項の規定により通知を受けた建設業者で当該工事の指名競争入札に参加しようとする者は、任意に特定建設工事共同企業体を結成し、指定された期日までに次の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 建設工事入札参加資格審査申請書（入札参加資格告示に定める様式第1号）
- (2) 特定建設工事共同企業体構成員表（様式第3号）

(3) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第4号に準じる。）の写し

（共同企業体数が不足する場合）

第12条 入札参加資格が承認された特定建設工事共同企業体の数が、須賀川市契約規則（平成29年須賀川市規則第22号）第17条第1項に規定する数に満たない場合で、適正な競争入札が確保されないと認められるときは、第10条から前条までの手続を経て補充するものとする。

（解散の時期）

第13条 特定建設工事共同企業体は、当該請負契約履行後3月を経過するまでの間は解散することができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注工事に係る契約の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、当該請負契約が締結された日に解散するものとする。

第3章 経常建設工事共同企業体

（対象工事）

第14条 経常建設工事共同企業体により施工することができる工事は、等級別格付区分がなされている工事種別にあつては、格付された等級に対応する設計金額及び当該共同企業体の各構成員が格付された等級のうち上位の等級に対応する設計金額のものとする。

（構成員の数）

第15条 経常建設工事共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合に限り、5者までとすることができるものとする。

（構成員の要件）

第16条 経常建設工事共同企業体の全ての構成員は、次の各号の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 入札参加を申請する業種（以下「入札申請業種」という。）に対応する建設業法の許可業種について、許可後の営業年数が3年以上あること。
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に規定する要件を満たしていること。
- (3) 工事1件の請負代金の額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額以上である工事を施工するときに、入札申請業種に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、工事1件の請負代金の額が同項に定める金額の最低規模の3倍の額未満であり、かつ、他の構成員のいずれかが監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができるときは、残りの構成員は監理技術者又は主任技術者を当該工事現場に他の工事現場と兼任で配置することで足りるものとする。

（構成員の組合せ）

第17条 経常建設工事共同企業体の構成員の組合せは、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 等級別格付区分が設けられている工事種別にあつては、最上位の等級に格付されている者同士の組合せ又は構成員のいずれかが最上位の等級に、他の構成員が第2順位の等級に格付されている者の組合せで、かつ、当該共同企業体としての格付が最上位の等級となるものであること。ただし、第4条第1項第2号で規定するその他の工事のうち、工事種別が土木工事の場合には最上位又は第2順位の等級に格付されている者同士の組合せ並びに最上位又は第2順位の等級に格付けされている者と第3順位以上の等級に格付されている者との組合せで、かつ、当該共同企業体としての格付が最上位又は第2順位の等級となるもの

であること。

- (2) 構成員のうち少なくとも1者は、市内に本店又は主たる営業所を有する建設業者（以下「市内業者」という。）であること。

(代表者)

第18条 経常建設工事共同企業体の代表者は、市内業者であるものとする。

(出資割合)

第19条 経常建設工事共同企業体の代表者及び最小の出資者の出資割合については、第9条の規定を準用する。

(入札参加資格審査申請)

第20条 経常建設工事共同企業体は、競争入札参加資格審査申請をしようとするときは、入札参加資格告示第8条の規定に基づき申請書等を市長に提出し、資格の審査を受けるものとする。

- 2 1の建設業者が前項の規定により競争入札参加資格審査申請を行うことができる経常建設工事共同企業体の数は、1とする。

(協定書)

第21条 前条第1項の規定により提出する、申請書に添付する経常建設工事共同企業体協定書は、様式第5号に準じて作成するものとする。

第4章 雑則

(特定建設業の許可の有無)

第22条 共同企業体が建設業法施行令第2条に定める金額以上となる下請契約を締結して当該工事を施工する場合には、構成員のうち1人以上が建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けているものとする。

(編成表等の提出)

第23条 工事を施工する共同企業体は、構成員全員による共同施工を確保するため、請負契約締結時に様式第6号に準じ、共同企業体運営委員会の委員名、工事事務所の組織及び人員配置等を記載した共同企業体編成表を市長に提出するものとする。

- 2 経常建設工事共同企業体は、前項の編成表と同時に経常建設工事共同企業体の出資割合に関する協定書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

(構成員の脱退及び加入)

第24条 共同企業体の構成員のいずれかが脱退した場合には、残存構成員が共同連帯して工事完成の義務を負うものとする。

- 2 市長は、共同企業体の工事の途中において一部の構成員が脱退した場合には、脱退した構成員が工事施工の主導的役割を担っていたこと等により、残存構成員のみでは適正な施工の確保が困難と認められるときには、残存構成員からの新規加入承認申請（様式第8号）に基づき、新たな建設業者を当該共同企業体の構成員として加入させることができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日において、既に結成している共同企業体については従前の例によることができるものとする。

附 則（平成21年3月31日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

第 号
年 月 日

（各選定構成員）様

須賀川市長

特定建設工事共同企業体の結成について（通知）

このことについて、下記工事を特定建設工事共同企業体により施工することとし、構成員として選定しました。

については、別紙構成員の中から任意に共同企業体を結成し、年 月 日までに、下記書類を提出してください。

記

1 対象工事

- (1) 工事名
- (2) 工事場所

2 構成員となるべき者

別紙のとおり。

3 提出書類等

(1) 提出先

須賀川市 部 課 係

(2) 提出書類

- ・ 建設工事入札参加資格審査申請書
- ・ 特定建設工事共同企業体構成員表
- ・ 特定建設工事共同企業体協定書（写し）

4 その他

様式第2号（第10条関係）

辞 退 届

年 月 日付をもって、特定建設工事共同企業体の構成員となるべき者としての通知を受けましたが、下記理由により当該共同企業体の構成員となることを辞退します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

須賀川市長

記

辞退の理由

様式第3号（第11条関係）

特定建設工事共同企業体構成員表

共同企業体の名称		代表者			申請業種	
構 成 員 名						
入札参加資格認定業種						
許可業種及び許可を有しての営業年数						
発注工事を構成する一部の工種を含む工事についての元請としての施工実績						
発注工事と同種の工事についての施工実績						
監理技術者又は国家資格を有する主任技術者として現場に専任で配置される者	氏 名					
	資格名称					
	資格者証					
出 資 割 合		%	%	%	%	%
等級格付区分	土 木					
	舗 装					
	建 築					
	電 気 管					
※ 適 否						

- 1 ※の欄は記入しないこと。
- 2 「許可業種及び許可を有しての営業年数」の欄は、本件工事に係る建設業法の許可業種のみについて記載すること。
- 3 「資格者証」の欄には、指定建設業監理技術者資格者証の番号を記載すること。

様式第3号の表

当該工事を構成する一部の工種及び同種の工事一覧表

当該工事の例	当該工事を構成する工事の例	当該工事を構成する一部の工種を含む工事の例（元請けとしての実績が必要）	当該工事と同種の工事の例（下請としての実績でも可）
道路工事	土工、舗装、道路構造物工	宅造工事、運動場工事、ほ場整備工事、擁壁工事	・道路一般の工事であって、技術的内容が類似するもの ・道路築堤工事
橋梁工事	下部工 基礎工、く体工 上部工 床板工、本体（けた）工	堰工事、埠頭、岸壁工事 水門工事、鉄塔工事、水道橋工事	・道路・鉄道等橋梁一般の工事であって、技術的内容が類似するもの ・建築鉄骨工事は別種工事
トンネル工事	掘削工、支保工、まきたて工	共同溝工事、地下発電所工事	・地中掘削工事であって、地盤、土質等に係る技術的条件が類似するもの
排水機場工事	基礎工、門扉制作、据付工、排水ポンプ制作・据付工	下水道等中継ポンプ場工事	・揚排水機場一般の工事
終末処理場（土木工事）	掘削工、水槽築造工	ビル地下工事	・浄水場工事
建築工事	基礎工事、く体工事、内外装工事	各種建築工事	・建築一般の工事 ・鋼構造の中高層建築工事は、その技術内容に応じ超高層建築工事とは同種工事とみなし得る場合もある。その場合、軽量鉄骨造工事等は超高層建築工事とは同種とみなされない。
建築設備工事	電気工事 重電気工事、弱電気工事 機械工事 空調工事、衛生工事	プラントにおける設備工事	・設備一般の工事

様式第4号（第11条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 発注に係る 建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に付帯する事業
（名称）

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。
（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。
（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後の3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地 （商号）
県 市 町 番地 （商号）

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、（商号）をもって代表とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

（商号） %
（商号） %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成にあたるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行 支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがああるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当共同企業体が解散した後においても、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものでああったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(商号) 他 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

(商号) (代表者職氏名) 印

(商号) (代表者職氏名) 印

様式第5号（第21条関係）

経常建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、建設事業を連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、年 月 日に成立し、その存続期間は 年とする。ただし、年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地 （商号）
県 市 町 番地 （商号）

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、（商号）を代表とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成にあたるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行 支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負

担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合には、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当共同企業体が解散した後においても、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(商号) 他 者は、上記のとおり 経常建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

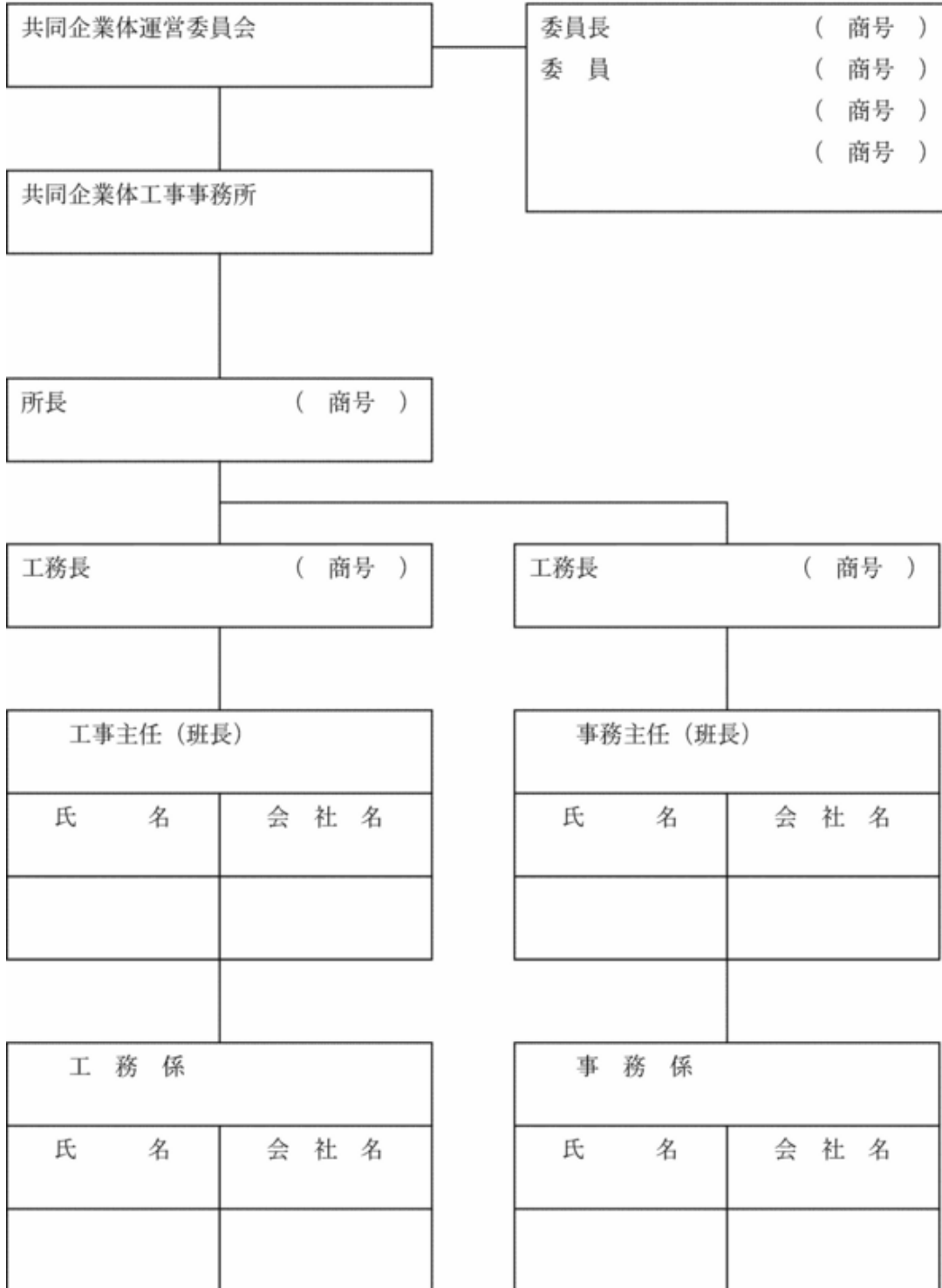
年 月 日

(商号) (代表者職氏名) 印

(商号) (代表者職氏名) 印

様式第6号 (第23条関係)

建設工事共同企業体編成表



共同企業体構成員新規加入承認申請書

今般、共同企業体の構成員である（商号）が 年 月 日、により同構成員から脱退いたしましたが、工事施工の必要から新たに（商号）を加入させることにいたしましたので承認くださるよう申請いたします。

年 月 日

共同企業体名称
代表者

印

須賀川市長

（添付書類）

- 1 共同企業体変更協定書（写し）
- 2 新たな者の加入を残存構成員全員が承認した旨の書面

様式第8号（第24条関係）

共同企業体構成員新規加入承認申請書

今般、共同企業体の構成員である（商号）が 年 月 日、により同構成員から脱退いたしましたが、工事施工の必要から新たに（商号）を加入させることにいたしましたので承認くださるよう申請いたします。

年 月 日

共同企業体名称
代表者

印

須賀川市長

（添付書類）

- 1 共同企業体変更協定書（写し）
- 2 新たな者の加入を残存構成員全員が承認した旨の書面